

記載例:猶予を受けようとする額が50万円以下の場合

様式第17号(第14条関係)

令和〇〇年 4 月 1 日

岡山県知事 殿
岡山県 県民局長



個人(法人)番号 210987654321
住所(所在地) 津山市山下5-3
氏名(名称及び代表者氏名) 株式会社美作
代表取締役 美作 花子
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

換 価 の 猶 予 申 請 書

地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の6の2第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

納付(納入)すべき徴収金	年度	税 目	納期限	本 税	延 滞 金	加 算 金	滞納処分費	備 考 (期別、課税客体等)
	〇〇	不動産取得税	〇〇・3・31	200,000	要			土地
			・ ・		〃		〃	
			・ ・		〃		〃	
			・ ・		〃		〃	
			・ ・		〃		〃	
上記の徴収金のうち換価の 猶予を受けようとする金額				160,000	要			
一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細		事業の拡大を図ろうと不動産を取得したが、大口の取引先であった株式会社〇〇が突然廃業してしまった。そのため、当初予定していた売上額と現在は大きく下回っており、税金に充てる予定としていた売掛金も回収することができなかった。そのため、今月の収入を全て果税に充てた場合、〇〇有限会社から材料を仕入れることができず、事業の継続が困難となる。						
納付(納入)計画	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額		
	令和〇〇.4.30	50,000円	令和 . .	円	令和 . .	円		
	令和〇〇.5.31	30,000円	令和 . .	円	令和 . .	円		
	令和〇〇.6.30	80,000円 +延滞金	令和 . .	円	令和 . .	円		
	令和 . .	円	令和 . .	円	令和 . .	円		
猶 予 期 間		令和 〇〇年 4 月 1 日から 令和 〇〇年 6 月 3 0 日まで 3 月間						
担 保	☐ 有 ☒ 無	提供しようとする担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情						

税理士 署名押印	印 (電話番号 - -)
-------------	------------------

添付する書類	
☐ 財産目録	☐ 収支明細書
☒ 資産、負債及び収支の明細書	☐ 担保関係書類

記載例:猶予を受けようとする金額が50万円以下の場合(添付書類①)

(参考様式3)

資 産 ， 負 債 及 び 収 支 の 明 細 書

令和〇〇年 4 月 1 日

1 住所・氏名等

住 所 所在地	津山市山下53	氏 名 称	株式会社美作 代表取締役 美作 花子
------------	---------	-------	-----------------------

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納 付 に 充 て ら れ な い 事 情
現金		20,000 円	20,000 円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
〇〇銀行 〇〇支店	普通	80,000 円	0 円	☒ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
〇〇労働金庫 〇〇支店	当座	100,000 円	0 円	☒ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
株式会社〇〇 上場株式10株	一	20,000 円	20,000 円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
現在納付可能資金額			40,000 円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分	見 込 金 額
収 入	売上、給与、報酬 1,320,000 円
	その他() 円
	円
① 収 入 合 計	1,320,000 円
支 出	仕入 700,000 円
	給与、役員給与 380,000 円
	家賃等 70,000 円
	諸経費 30,000 円
	借入返済 90,000 円
	保険料 円
	円
	生活費(扶養親族 人) 円
② 支 出 合 計	1,270,000 円
③ 納 付 可 能 基 準 額 (① - ②)	50,000 円

4 分割納付計画

月	分割納付金額	備考
4 月	50,000 円	
5 月	30,000 円	自動車税種別割の納付(20,000円)のため。
6 月	80,000+延滞金 円	貸付金の回収による入金(60,000円)のため。
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
【備考】		

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	売 掛 金 等 の 額	回収予定日	種 類	回 収 方 法
〇〇株式会社	〇〇市〇〇区〇〇△-△ 600,000 円	令和〇〇・4・15	売掛金	振込み
有限会社〇〇	〇〇市〇〇△-△ 300,000 円	令和〇〇・4・25	売掛金	小切手
株式会社〇〇建設	〇〇市〇〇区〇〇△-△ 60,000 円	令和〇〇・8・10	貸付金	現金

(2) その他の財産の状況

不動産等	土地(〇〇市〇〇区〇〇△-△)	国債・株式等	〇〇株式会社 上場株式10株
車 両	業務用車両1台 (ミニバン、岡山321あ7854、ローン有)	そ の 他 (保険等)	〇〇生命保険

(3) 借入金・買掛金の状況

借 入 先 等 の 名 称	借入金等の金額	月 額 返 済 額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担 保 提 供 財 産 等
〇〇ローン	600,000 円	30,000 円	令和 〇〇年 3 月	可・ ☒ 否	自動車 所有権留保
〇〇銀行 〇〇支店	1,300,000 円	60,000 円	令和 〇〇年 5 月	可・ ☐ 否	土地(〇〇市〇〇区〇〇△-△)

記載例:猶予を受けようとする額が50万円を超える場合

様式第17号(第14条関係)

令和〇〇年 6月 1日

岡山県知事 殿
岡山県 県民局長



個人(法人)番号 123456789012
住所(所在地) 岡山市北区内山下二丁目4-6
氏名(名称及び代表者氏名) 岡山株式会社
代表取締役 岡山 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

換 価 の 猶 予 申 請 書

地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の6の2第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

納付(納入)すべき徴収金	年度	税 目	納期限	本 税	延 滞 金	加 算 金	滞納処分費	備 考 (期別、課税客体等)
	〇〇	不動産取得税	〇〇.5.31	300,000	要			土地
	〇〇	不動産取得税	〇〇.5.31	600,000	要			建物
			. .		"			
			. .		"			
			. .		"			
上記の徴収金のうち換価の猶予を受けようとする金額				700,000	要			
一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細		〇〇株式会社と株式会社〇〇からの下請けで建設業務を行っているが、依頼を受ける業務の減少等により、売上が前年度に比べ70%まで落ち込んでおり、株式会社〇〇工務店への支払いも遅れがらである。 〇〇株式会社と株式会社〇〇からの入金と全て果税の納付に充てた場合には、株式会社〇〇工務店に対する支払いができず、今後、材料を仕入れることができなくなると事業の継続が困難である。						
納付(納入)計画	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額		
	令和〇〇.6.30	100,000円	令和〇〇.10.31	100,000円 +延滞金	令和	円		
	令和〇〇.7.31	250,000円	令和	円	令和	円		
	令和〇〇.8.31	100,000円	令和	円	令和	円		
	令和〇〇.9.30	150,000円	令和	円	令和	円		
猶 予 期 間		令和 〇〇年 6月 1日から 令和 〇〇年 10月 31日まで 5月間						
担 保	☒ 有 ☐ 無	提供しようとする担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情	種別：土地、地目：宅地、地積：120㎡ 所有者：岡山株式会社 所在地：〇〇市〇町△一△					

税理士 署名押印	印 (電話番号 - -)
-------------	------------------

添付する書類	
☒ 財産目録	☒ 収支明細書
☐ 資産、負債及び収支の明細書	☒ 担保関係書類

記載例:猶予を受けようとする額が50万円を超える場合(添付書類①)

(参考様式1)

財 産 目 録

令和 〇〇年 6 月 1 日

1 住所・氏名等

住 所 所在地	岡山市北区内山下二丁目4-6	氏 名 名 称	岡山株式会社 代表取締役 岡山太郎
------------	----------------	------------	-------------------

2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預 貯 金 等 の 額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預 貯 金 等 の 額
手持ち現金	現 金	100,000円	〇〇信用金庫〇〇支店	当 座	50,000円
〇〇銀行〇〇支店	普 通	50,000円			円
〇〇銀行〇〇支店	当 座	200,000円			円
預 貯 金 等 合 計 (A)					400,000円

(2) 売掛金・貸付金等の状況

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所		種 類	回収予定日	回収方法	売 掛 金 等 の 額
〇〇株式会社	〇〇市〇区〇〇町△-△	売掛金	令和〇〇・6・10	振込	1,700,000円
株式会社〇〇	〇〇市〇〇△-△	売掛金	令和〇〇・6・18	手形	1,500,000円
有限会社〇〇	〇〇市〇区〇〇町△-△	貸付金	令和〇〇・7・20	振込	200,000円

(3) その他の財産の状況

財 産 の 種 類	担保等	直ちに納付に 充てられる金額
国 債 ・ 株 式 等	株式会社〇〇 上場株式100株	☐ 100,000 円
不 動 産 等	土地・建物 (〇〇市〇〇△△)	☒ 0 円
車 両	事業用自動車1台	☐ 0 円
そ の 他 財 産 (敷金、保証金、保険等)	〇〇銀行〇〇支店 (定期預金1,000,000円)	☒ 0 円
合 計 (B)		100,000 円

(4) 借入金・買掛金の状況

借 入 先 等 の 名 称	借入金等の金額	月 額 返 済 額	返済終了(支払) 年月	追加借入 の可否	担 保 提 供 財 産 等
〇〇銀行〇〇支店	46,200,000円	300,000円	令和〇〇年5月	可・ ☒ 否	土地・建物 (〇〇市〇〇△△) 定期預金1,000,000円
〇〇信用金庫〇〇支店	1,000,000円	100,000円	令和〇〇年5月	可・ ☒ 否	
株式会社〇〇工務店	1,700,000円	1,700,000円	令和〇〇年6月	可・ ☒ 否	

3 現在納付可能資金額

①当座資金額((A)+(B))	②当面の必要資金額((C))	③現在納付可能資金額(①-②)
500,000円	300,000円	200,000円

「②当面の必要資金額」の内容

項 目	金 額	内 容
支出見込		
事業支出	3,500,000円	仕入代金1,700,000円+給与760,000円+工場修繕費500,000円 +借入金返済400,000円+社会保険料等103,000円+諸経費37,000円
生活費 (個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】
収入見込	3,200,000円	事業収入 (取引先2社からの売掛金回収額) ・ 〇〇株式会社 (〇〇市〇区〇〇町△-△) ・ 株式会社〇〇 (〇〇市〇〇△-△)
(支出見込) - (収入見込)(C)	300,000円	マイナスになった場合は0円

記載例: 猶予を受けようとする額が50万円を超える場合(添付書類②)

(参考様式2)

収 支 明 細 書

令和〇〇年 6 月 1 日

1 住所・氏名等

住 所 所在地	岡山市北区内山下二丁目4-6	氏 名 名 称	岡山株式会社 代表取締役 岡山太郎
------------	----------------	------------	-------------------

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年 月	① 総 収 入 金 額	② 総 支 出 金 額	③ 差 額 (① - ②)	備 考
令和〇〇年6月	4,280,000 円	3,460,000 円	820,000 円	
令和〇〇年7月	3,950,000 円	3,270,000 円	680,000 円	
令和〇〇年8月	3,820,000 円	3,230,000 円	590,000 円	
令和〇〇年9月	4,250,000 円	3,340,000 円	910,000 円	事業用車両の売却代金として30万円の臨時 的な収入があったため。
令和〇〇年10月	4,160,000 円	3,360,000 円	800,000 円	
令和〇〇年11月	3,640,000 円	2,970,000 円	670,000 円	
令和〇〇年12月	51,880,000 円	63,570,000 円	▲ 11,690,000 円	不動産(土地・建物)の購入費用に6,000万円。借入金に 4,800万円の臨時収入があったため。
令和〇〇年1月	3,410,000 円	3,080,000 円	330,000 円	
令和〇〇年2月	3,230,000 円	3,010,000 円	220,000 円	
令和〇〇年3月	3,360,000 円	3,120,000 円	240,000 円	
令和〇〇年4月	3,150,000 円	2,960,000 円	190,000 円	工場施設内の電気設備の点検費用として10 万円の臨時支出があったため。
令和〇〇年5月	3,200,000 円	3,000,000 円	200,000 円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分		見 込 金 額	区 分		見 込 金 額
収 入	売上	3,200,000円	支 出	仕入	1,700,000円
		円		給与	760,000円
		円		借入金返済	400,000円
		円		社会保険料等(健康保険、厚生年金)	103,000円
		円		諸経費	37,000円
		円			円
		円			円
		円			円
		円		生活費(扶養親族 人)	円
① 収 入 合 計		3,200,000円	② 支 出 合 計		3,000,000円
③ 納付可能基準額(① - ②)		200,000円			

【備考】

記載例: 猶予を受けようとする額が50万円を超える場合(添付書類②)

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年 月	金 額
臨時収入	有限会社〇〇への貸付金の回収	令和 〇〇年 7 月	200,000円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
臨時支出	製造用機械の老朽化による新規購入費用	令和 〇〇年 6 月	150,000円
	製事業用車両1台分の車検費用	令和 〇〇年 8 月	100,000円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
令和〇〇年 6月	固定資産税	50,000円	令和 年 月		円
令和〇〇年 7月	源泉所得税	106,000円	令和 年 月		円
令和〇〇年 7月	労働保険料等 (労災保険、雇用保険)	44,000円	令和 年 月		円
令和〇〇年 9月	固定資産税	50,000円	令和 年 月		円

6 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
代表取締役	岡山 太郎	明治 大正 昭和 平成 〇〇年 4月 15日	180,000円	土地(〇〇市〇町△-△)
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等 に伴う増減額	③臨時的入出金額	④県税等納付額	⑤分割納付金額 (①+②+③-④)
令和 〇〇年 6月30日	200,000円	100,000円	▲150,000円	50,000円	100,000円
令和 〇〇年 7月31日	200,000円	円	200,000円	150,000円	250,000円
令和 〇〇年 8月31日	200,000円	円	▲100,000円	円	100,000円
令和 〇〇年 9月30日	200,000円	円	円	50,000円	150,000円
令和 〇〇年 10月31日	200,000円	円	円	円	100,000+延滞金円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円

換価の猶予申請書の書き方

様式第17号(第14条関係)

岡山県知事 殿
岡山県 県民局長

個人(法人)番号
住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

受付印

換 価 の 猶 予 申 請 書

地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の6の2第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

納付(納入)すべき徴収金	年度	税 目	納期限	本 税	延 滞 金	加 算 金	滞納処分費	備 考
				円	円	円	円	(期別、課税客体等)
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					

上記の徴収金のうち換価の猶予を受けようとする金額

一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

納付(納入)計画	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額
		令和	円	令和	円	令和
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円

猶 予 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで 月間

担保 ☐ 有 ☐ 無

提供しようとする担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情

添付する書類

☐ 財産目録 ☐ 収支明細書
☐ 資産、負債及び収支の明細書 ☐ 担保関係書類

代理人 氏名押印 (電話番号 - -) 印

法人の場合は、代表者名も記入し、代表者印を押印します。

申請時に未納となっている県税、延滞金(※)、加算金を全て記載します。
※本税に未納があるときは、延滞金は「要」と記載します。

納付すべき合計額から直ちに納付できる金額(※)を差し引いた金額を記載します。
※「直ちに納付できる金額」とは、参考様式3「資産、負債及び収支の明細書」(猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合は参考様式1「財産目録」の「現在納付可能資金額」になります)。

県税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記入します。

参考様式3「資産、負債及び収支の明細書」の「分割納付計画」(猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合は参考様式2「収支明細書」の「分割納付年月日及び分割納付金額」)を転記します。

猶予期間の開始日(※)から分割納付計画の最終日までとその期間を記入します。
※猶予期間の開始日は、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付(納入)すべき県税等の法定納期限前に申請書を提出する場合は、その法定納期限の翌日です。

添付する書類の□にチェックを入れます。
※添付が必要な書類については、8ページに掲載しています。

猶予を受けるに当たり担保を提供する必要がある場合には、「☐ 有」にチェックを入れ、「提供しようとする担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情」に担保して提供する財産の種類、所有者、数量、価額及び所在等(保証人の保証による場合は、保証人の氏名、住所)を記載します。
担保を提供する必要がない場合は「☐ 無」にチェックを入れます。
※担保の提供の詳細については、7ページに掲載しています。

担保の提供について

換価の猶予を受けようとする場合には、原則として、猶予を受けようとする県税等の額に相当する担保を提供することが必要です。

ただし、次の①から④のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

①猶予を受ける金額が50万円以下である場合

※「50万円以下」の判定は、申請時において、猶予を受けようとする県税、加算金、確定延滞金及び滞納処分費を合算した額で行います。なお、別に猶予申請中又は既に猶予を受けている県税等があるときは、これらの県税等を含めた額で判定します。

②猶予を受ける期間が3か月以内である場合

③担保を提供することができない特別の事情がある場合

※この場合は、「提供しようとする担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情」に、その特別の事情を具体的に記載します。

なお、この場合の「特別の事情」とは、次のような場合をいいます。

- ・担保として提供できる財産がなく、かつ、保証人となる適当な者がいない場合
- ・担保として提供できる財産があるものの、その担保の見積もり価額が猶予を受けようとする県税等及びこれに先立つ抵当権等により担保される債権等の合計額を超える見込がない場合
- ・担保を提供することにより、事業の継続又は生活の維持に著しい支障が生じると認められる場合

④納付委託に係る有価証券の提供により、猶予を受けようとする県税等について担保の提供の必要がないと認められるに至った場合

【担保として提供できる財産の種類】(地方税法第16条第1項)

- ①国債及び地方債
- ②地方団体の長が確実と認める社債その他の有価証券
- ③土地
- ④保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- ⑤鉄道財団、工場財団等
- ⑥地方団体の長が確実と認める保証人の保証

【担保関係書類】

- ①国債、地方債、社債その他の有価証券
 - ・供託書正本。ただし、登録国債及び登録社債等は、登録済通知書又は登録済証が必要となり、乙種国債登録簿に登録したものは、その登録後に供託した供託書の正本が必要となります。
- ②土地等の登記(又は登録)を要する財産
 - ・抵当権を設定するための書類(担保物所有者の抵当権設定登記承諾書及び印鑑証明書)
 - ・保険に付されている担保財産については、保険会社等の質権設定承諾書、保険会社等の質権設定承諾を受けた保険証券に確定日付を受けたもの
- ③保証人による保証
 - ・納税保証書(収入印紙200円貼付)と印鑑証明書(法人による保証の場合は、取締役会の承認、代表者の資格を証する書面及び印鑑証明書等)

添付する書類について

換価の猶予申請書には、次の書類の添付が必要となります。

①猶予を受ける金額が50万円を超える場合

- (イ)財産目録及び収支明細書
- (ロ)担保関係書類(ただし、担保を提供する必要がない場合は不要)

②猶予を受ける金額が50万円以下の場合

資産、負債及び収支の明細書

資産、負債及び収支の明細書の書き方

換価の猶予を申請する場合で、猶予を受けようとする金額が50万円以下の場合、この明細書に必要事項を記載の上、申請書に添付します。なお、この明細書記載の項目が全て満たされていれば、任意様式でも可です。

※各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

(参考様式3)

資 産、負 債 及 び 収 支 の 明 細 書

年 月 日

1 住所・氏名等

住所 所在地	氏 名
-----------	-----

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金	円	円	運転資金 □ 生活費 □ その他
①	円	円	⑤
②	円	円	⑤
③	円	円	⑤
④	円	円	⑤
現在納付可能資金額	⑥ 円		

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分	見 込 金 額
収 入	
売上、給与、報酬	円 ①
その他()	円
① 収 入 合 計	円
支 出	
仕入	円
給与、役員給与	円 ①
家賃等	円
諸経費	円 ②
借入返済	円
生活費(扶養親族 人)	円
② 支 出 合 計	円
③ 納 付 可 能 基 準 額 (① - ②)	円 ③

4 分割納付計画

月	分割納付金額	備考
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売 掛 金 等 の 名 称 ・ 住 所	売 掛 金 等 の 額	回収予定日	種 別	回 収 方 法
	円 ①	令和 年 月 日		
	円	令和 年 月 日		
	円	令和 年 月 日		

(2) その他の財産の状況

不 動 産 等	国 債 ・ 株 式 等
②	その他(保険等)

(3) 借入金・買掛金の状況

借 入 先 等 の 名 称	借 入 金 等 の 金 額	月 額 返 済 額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担 保 提 供 財 産 等
	円	円	令和 年 月	可 □ 否 □	
	円	円 ③	令和 年 月	可 □ 否 □	

申請書を提出する日において、直ちに納付することができる金額を計算するため、次のとおり記載します。

- ①申請書提出日現在、預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式など売却が容易な財産の名称・数量を記載します。
- ②預貯金の種類(普通、当座、定期等)を記載します。
- ③申請書提出日現在、自宅・事務所等に保管している手持ち現金、預貯金等の金額を記載します。
- ④納付することができる金額を記載します。
- ⑤納付に充てられない事情がある場合に、当てはまる事情の口にチェックを入れ、「その他」の場合は、その事情を〔 〕内に具体的に記載します。
- ⑥納付可能金額の合計を記載します。
※できるだけ速やかに納付してください。
納付がない場合は、猶予が不承認となることがあります。

猶予期間中における月単位の平均的な収入・支出の見込金額を記載します。

- ①収入
売上収入その他の経常的な収入を全て記載します。
- ②支出
・事業に係る支出
仕入、給与・役員給与(人件費)、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。なお、事業の継続のために真に必要なと認められるものに限りです。
※不要不急の財産の取得や期限の定めのない債務の弁済のための支出、減価償却費など実際に支払を伴わない費用は該当しません。
- ・生活費(納税者が個人の場合のみ)
納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費を記載します。
※計算方法は10ページに掲載しています。
- ③この金額を基に分割納付計画を立てます。

生活費の計算における特別な事情等を記載します。詳細は、10ページに掲載しています。

納付可能基準額を基に、具体的な納付計画を記載します。
この欄に記載した納付計画は、申請書の納付計画欄に転記します。

- ①月
猶予期間中の全ての月を記載します。
- ②分割納付金額
各月における納付金額は、納付可能基準額を記載します。ただし、臨時的な収入または支出がある月において、納付可能基準額よりも増額または減額した金額により納付する場合には、その増額または減額した金額を記載します。
- ③備考
納付可能基準額よりも増額または減額した金額としている月について、その増額または減額した理由を記載します。

財産等の状況を記載します。

- ①売掛金、貸付金等の状況
売掛先等の名称、住所、金額、回収予定日(手形の場合は支払期日)、種類及び回収方法を記載します。
- ②その他の財産の状況
不動産、国債・株式等の有価証券及び車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。また、「その他(保険等)」には、敷金、保証金、保険等の財産を記載します。
- ③借入金・買掛金の状況
借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。
・月額返済額…毎月の平均的な返済額を記載します。
・返済終了(支払)年月…借入金の返済が終了する、または買掛金等を支払う年月を記載します。
・追加借入の可否…追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。
・担保提供財産等…抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産を記載します。

生活費の計算方法

実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額

生活費は、納税者が個人の場合のみ、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として計算します。
なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を計算した金額から減算します。

※【備考】欄への記載事項

積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額を、明細書の【備考】欄に記載します。

財産目録の書き方

換価の猶予を申請する場合で、猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合は、この財産目録と別紙の収支明細書に必要事項を記載の上、申請書に添付します。なお、この財産目録及び別紙の収支明細書記載の項目が全て満たされていれば、任意様式でも可です。

※各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

(参考様式1)

財 産 目 録

年 月 日

1 住所・氏名等

住 所 所在地	氏 名 姓 名
------------	------------

2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	円			円
①	②	③	①	②	③
		円			円
		円			円
預 貯 金 等 合 計 (A)					円

(2) 売掛金・貸付金等の状況

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	種 類	回収予定日	回収方法	売 掛 金 等 の 額
		令和 . .		円
①	②	③	④	⑤
		令和 . .		円
		令和 . .		円
		令和 . .		円

(3) その他の財産の状況

財 産 の 種 類	担保等	直ちに納付に 充てられる金額
国 債 ・ 株 式 等	②	③
		円
不 動 産 等	☐	円
車 両	☐	円
そ の 他 財 産 (敷金、保証金、保険等)	☐	円
合 計 (B)		円

(4) 借入金・買掛金の状況

借 入 先 等 の 名 称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
	円	円	令和 年 月	可・否	
	円	円	令和 年 月	可・否	
	円	円	令和 年 月	可・否	

3 現在納付可能資金額

①当座資金額(A) - (B)	②当面の必要資金額(C)	③現在納付可能資金額(①-②)
円	円	円

(②当面の必要資金額)の内容

項 目	金 額	内 容
支出見込		
事業支出 ①	円	
生活費 ②	円	【扶養親族 人】
(個人の場合のみ)		
収入見込 ③	円	
(支出見込) - (収入見込)(C)	円	マイナスになった場合0円

申請書を提出する日現在における財産の状況を記載します。

(1) 預貯金等の状況

- ①申請書提出日現在、預貯金等がある金融機関等の名称・支店名を記載します。
 - ②預貯金の種類(普通、当座、定期等)を記載します。
 - ③申請書提出日現在、自宅・事務所等に保管している手持ち現金、預貯金等の金額を記載します。
- ※預貯金等のうち、借入の担保になっているものは、(3)その他の財産の状況の「その他財産」に記載します。

(2) 売掛金・貸付等の状況

- ①売掛先等の名称、住所を記載します。
- ②売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。
- ③回収予定日(手形の場合は支払期日)を記載します。
- ④現金、振込、手形、小切手等の回収方法を記載します。
- ⑤金額を記載します。

(3) その他の財産の状況

- ①国債・株式等、不動産等、車両など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。
※預貯金のうち借入の担保になっているものは、「その他の財産」に記載します。
- ②記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェックを入れます。
- ③記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる財産の金額を記載します。

(4) 借入金・買掛金の状況

- 借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。
- ・月額返済額…毎月の平均的な返済額を記載します。
 - ・返済終了(支払)年月…借入金の返済が終了する、または買掛金等を支払う年月を記載します。
 - ・追加借入の可否…追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。
 - ・担保提供財産等…抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産を記載します。

①事業支出

計算期間(申請書を提出する日から概ね1か月以内)に支出する、仕入、給与・役員給与(人件費)、家賃等、諸経費、借入返済など、事業の継続のために必要不可欠な金額(※)及びその主な内容を記載します。

※計算期間を超える期間における支出であっても、そのために資金の手当てをしておくことが必要不可欠な支出については、含めることができます。また、不要不急の財産の取得や期限の定めのない債務の弁済のための支出、減価償却費など実際に支払を伴わない費用は該当しません。

②生活費(個人の場合のみ)

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費(計算方法は、次ページに掲載しています。)を記載します。

③収入見込額

計算期間に入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入金額及びその主な内容(給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は取引先の名称・所在地等)を記載します。

「①当座資金額」から「②当面の必要資金額」を差し引いた金額は、直ちに納付に充てることができる金額です。

※できるだけ速やかに納付してください。
納付がない場合は、猶予が不承認となる場合があります。

生活費の計算方法

実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額

生活費は、納税者が個人の場合のみ、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として計算します。
なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を計算した金額から減算します。

収支明細書の書き方

換価の猶予を申請する場合で、猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合は、この収支明細書と別紙の財産目録に必要事項を記載の上、申請書に添付します。なお、この収支明細書及び別紙の財産目録記載の項目が全て満たされていれば、任意様式でも可です。

※各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

(参考様式2)

収 支 明 細 書

年 月 日

1 住所・氏名等

住 所 所在地		氏 名 名 称	
------------	--	------------	--

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年 月	① 総収入金額	② 総支出金額	③ 差額(①-②)	備 考
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分	見込金額	区 分	見込金額
収 入	円	支 出	円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
① 収 入 合 計	円	② 支 出 合 計	円
③ 納付可能基準額(①-②)	(ハ) 円		

【備考】

生活費の計算における内訳等を記載します。
詳細は、15ページに掲載しています。

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額(①-②)」を記載します。また、「③差額(①-②)」がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」にその理由を記載します。※月次決算または毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

猶予期間中における月単位の平均的な収入・支出の見込金額を記載します。

(イ) 収入

売上収入、給与収入(個人の場合)その他の経常的な収入を全て記載します。

(ロ) 支出

・事業に係る支出

仕入、給与・役員給与(人件費)、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。なお、事業の継続のために真に必要なと認められるものに限りします。

※不要不急の財産の取得や期限の定めのない債務の弁済のための支出、減価償却費など実際に支払を伴わない費用は該当しません。

※月ごとに納付する源泉所得税や社会保険料なども記載します。

・生活費(納税者が個人の場合のみ)

納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費を記載します。

※計算方法は15ページに掲載しています。

(ハ) この金額を基に納付計画を立てます。

※14ページの「7 分割納付年月日及び分割納付金額」の「①納付可能基準額」に転記します。

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年 月	金 額
臨時収入	①	令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
臨時支出	②	令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円

今後1年以内における臨時的な収入・支出の見込金額について記載します。

①臨時収入

例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

②臨時支出

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
令和 年 月		円	令和 年 月		円
令和 年 月		円	令和 年 月		円
令和 年 月		円	令和 年 月		円
令和 年 月		円	令和 年 月		円

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目等及び金額をそれぞれの欄に記載します。

※月ごとに納付する源泉所得税や社会保険料などは、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」の支出に記載します。

6 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
	明海 大正 昭和 平成	年 月 日	円	
	明海 大正 昭和 平成	年 月 日	円	
	明海 大正 昭和 平成	年 月 日	円	
	明海 大正 昭和 平成	年 月 日	円	

(1)納税者が法人の場合

全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記載します。

※報酬額は、源泉徴収する所得税等を控除する前の金額を記載してください。

(2)納税者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額(専従者給与を受けている場合は、その金額)、職業及び所有財産等を記載します。

※収入金額は、源泉徴収される所得税等を控除する前の金額を記載してください。

7 分割納付年月日及び分割納付金額

納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等に伴う増減額	③臨時的入出金額	④県税等納付額	⑤分割納付金額 (①+②+③-④)
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円
令和 年 月 日	円	円	円	円	円

(イ)納付年月日

猶予期間中の各月の納付年月日を記載します。

(ロ)①納付可能基準額

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」の「③ 納付可能基準額(①-②)」に記載した金額を転記します。

(ハ)②季節変動等に伴う増減額

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」のほか、例年の収支状況を基に、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」で算出した「③納付可能基準額(①-②)」と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

(ニ)③臨時的入出金額

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載します。なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

(ホ)④県税等納付額

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」に記載した、納付年月における国税、地方税、社会保険料等の納付見込額を転記します。

(ヘ)⑤分割納付金額(①+②+③-④)

各月ごとの「①納付可能基準額」から、「②季節変動等に伴う増減額」及び「③臨時的入出金額」を加算し、「④県税等納付額」を減算した金額を記載します。

なお、最終の納付年月日の「⑤分割納付金額(①+②+③-④)」には、「〇〇〇円(本税の残額)+延滞金」と記載します。(あわせて加算金がある場合は「+加算金」を追記します。)

生活費の計算方法

実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額

生活費は、納税者が個人の場合のみ、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として計算します。
なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を計算した金額から減算します。

※【備考】欄への記載事項

積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額を、明細書の【備考】欄に記載します。

岡山県知事 殿
岡山県 県民局長



個人(法人)番号 234567890123
住所(所在地) 倉敷市羽島 1 0 8 3
氏名(名称及び代表者氏名) 株式会社備中
代表取締役 備中 次郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

徴 収 の 猶 予 申 請 書

地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の2第 1 項の規定により、次のとおり徴収の猶予を申請します。

納付(納入)すべき徴収金	年度	税 目	納期限	本 税	延 滞 金	加 算 金	滞納処分費	備 考 (期別、課税客体等)
	〇〇	不動産取得税	〇〇・3・31	200,000	要			土地
			・ ・		〃		〃	
			・ ・		〃		〃	
			・ ・		〃		〃	
			・ ・		〃		〃	
上記の徴収金のうち徴収の猶予を受けようとする金額				160,000	要			
地方税法第15条第1項各号に該当する事実		☒ 地方税法第15条第1項第 4 号に該当する事実がある。 ☐ 地方税法第15条第1項第 号に該当する事実と類する事実がある。						
一時に納付(納入)することができない事情の詳細		令和〇〇年3月期は250万円の利益があったが、同年6月から主要取引先であった〇〇株式会社からの受注がなくなったこと等から、令和△△年3月期は150万円の損失となってしまった。 令和△△年の3月期の損失150万円のうら、令和〇〇年3月期の利益金額の250万円の2分の1の125万円を超える部分である25万円が、事業上の著しい損失となっている。						
納付(納入)計画	分割納付(納入)を <u>希望する</u> ・ 希望しない							
	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額		
	令和〇〇.4.30	50,000円	令和	円	令和	円		
	令和〇〇.5.31	30,000円	令和	円	令和	円		
	令和〇〇.6.30	80,000円 +延滞金	令和	円	令和	円		
令和	円	令和	円	令和	円			
猶 予 期 間		令和 〇〇年 4 月 1 日から 令和 〇〇年 6 月 3 0 日まで 3 月間						
担 保	☐ 有 ☒ 無	提供しようとする担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情						

税理士 署名押印	印 (電話番号 - -)
-------------	------------------

添付する書類		
☒ 猶予該当事実証明書類	☐ 財産目録	☐ 収支明細書
☒ 資産、負債及び収支の明細書	☐ 担保関係書類	

徴収の猶予申請書の書き方

法人の場合は、代表者名も記入し、代表者印を押印します。

申請時に未納となっている県税、延滞金(※)、加算金を全て記載します。
※本税に未納があるときは、延滞金は「要」と記載します。

納付すべき合計額から直ちに納付できる金額(※)を差し引いた金額を記載します。
※「直ちに納付できる金額」とは、参考様式3「資産、負債及び収支の明細書」(猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合は参考様式1「財産目録」)の「現在納付可能資金額」になります。

該当する条項を記入します。
※条項は18ページに記載し

県税を一時に納付することができない事情の詳細を、具体的に記入します。
※18ページに記載例を記載しています。

分割納付の希望の有無に「○」をし、参考様式3「資産、負債及び収支の明細書」の「分割納付計画」(猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合は参考様式2「収支明細書」の「分割納付年月日及び分割納付金額」)から、納付年月日と納付額を転記します。

猶予期間の開始日(※)から納付計画の最終日までとその期間を記入します。
※猶予期間の開始日は、通常は申請書を提出する日です。ただし、
・納付(納入)すべき県税等の法定納期限前に申請書を提出する場合は、その法定納期限の翌日です。
・災害等のやむを得ない理由により申請書を提出できなかった場合は、その災害等が発生した日とすることができます。

様式第16号(第14条関係)

岡山県知事
岡山県 県民局長 殿



個人(法人)番号
住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

徴収の猶予申請書

地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の2第1項の規定により、次のとおり徴収の猶予を申請します。

納付(納入)すべき徴収金	年度	税目	納期限	本税	延滞金	加算金	滞納処分費	備考 (期別、課税客体等)
			・		円 法律による金額		円 法律による金額	
			・		円		円	
			・		円		円	
			・		円		円	
			・		円		円	

上記の徴収金のうち徴収の猶予を受けようとする金額								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法第15条第1項各号に該当する事実	☐ 地方税法第15条第1項第 号に該当する事実がある。 ☐ 地方税法第15条第1項第 号に該当する事実と類する事実がある。
----------------------	--

一時に納付(納入)することができない事情の詳細	
-------------------------	--

納付(納入)計画	分割納付(納入)を希望する			希望しない		
	年 月 日	納付(納入)金額		年 月 日	納付(納入)金額	
	令和	円		令和	円	
	令和	円		令和	円	
	令和	円		令和	円	
	令和	円		令和	円	

猶予期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間
------	--------------------------

担保	☐ 有 ☐ 無	提供しようとする担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情
----	--	------------------------------------

税理士 署名押印 (電話番号 - -)	印	添付する書類 ☐ 猶予該当事実証明書類 ☐ 財産目録 ☐ 収支明細書 ☐ 資産、負債及び収支の明細書 ☐ 担保関係書類
----------------------------	---	--

猶予を受けるに当たり担保を提供する必要がある場合には、「☐有」にチェックを入れ、「提供しようとする担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情」に担保して提供する財産の種類、所有者、数量、価額及び所在等(保証人の保証による場合は、保証人の氏名、住所)を記載します。担保を提供する必要がない場合は「☐無」にチェックを入れます。
※担保の提供の詳細については、19ページに掲載しています。

添付する書類の☐にチェックを入れます。
※添付が必要な書類については、20ページに記載しています。

徴収猶予該当条項について

徴収猶予の該当条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なるので、該当するものを記載します。

猶予申請の内容		地方税法該当条項	
		頭書「地方税法…第15条の2第__項の規定により…申請します。」欄 (第15条の2)	「地方税法第15条第1項各号に該当する事実」欄(※) (第15条第1項)
災害などによる徴収の猶予	納税者等(納税者又は特別徴収義務者)がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき(第1号)	第1項	第1号
	納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は疾病したとき		第2号
	納税者等がその事業を廃止し、又は休止したとき		第3号
	納税者等がその事業につき著しい損失を受けたとき		第4号
	上記4つのいずれかに該当する事実が類する事実があったとき		上記のうち該当するものを記入します。
賦課決定等の処分の遅延等による徴収の猶予	法定納期限(随期に課する県税については、その県税を課することができることとなった日)から1年を経過した日以後に納付(納入)すべき税額が確定した場合	第2項	(記載は不要です)

※「地方税法第15条第1項各号に該当する事実」欄は、次のとおり記入します。

(イ) 第1号～第4号該当の場合は、「☐ 地方税法第15条第1項第__号に該当する事実がある。」の☐にチェックを入れ、「第__号」に該当する号番号を記入します。

(ロ) 「上記4つの…類する事実があったとき」該当の場合は、「☐ 地方税法第15条第1項第__号に該当する事実が類する事実がある。」の☐にチェックを入れ「第__号」には、第1号～第4号のうち該当する号番号を記入します。

一時に納付(納入)することができない事情の詳細について

徴収の猶予に該当する事実の詳細及びその事実があったことにより、納税者等が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが、県税等を一時に納付することができないことの原因となっている事情の詳細を具体的に記載します。

【記載例】

徴収猶予に該当する事実	「一時に納付(納入)することができない事情の詳細」欄
災害等	令和××年9月○日、台風△号により、店舗が床上浸水となり、営業ができなくなった。店舗を復旧して営業を再開するまで10日間を要したため、その間の売上利益に相当する50万円が災害による損失となっている。
病気・負傷	令和××年9月に交通事故に遭って3月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。〇〇病院に治療費及び入院費として、令和××年9月から令和△△年2月までの間に合計89万円を支払い、〇〇生命保険から保険金26万円を受領しているため、差引金額である63万円が、疾病による支出となっている。
事業の休廃止	近隣に大型店舗が進出したことにより、令和××年1月から9月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、令和××年10月に従業員3人を全員解雇し、事業を廃業した。廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円及び従業員を解雇した際に支払った退職金135万円の合計202万円が、事業の廃業による支出又は損失となっている。
事業上の著しい損失	令和××年3月期は250万円の利益があったが、同年6月から主要取引先であった〇〇社からの受注がなくなったこと等から、令和△△年3月期は150万円の損失となってしまった。令和△△年3月期の損失150万円のうち、令和××年3月期の利益金額250万円の2分の1の125万円を超える部分である25万円が、事業上の著しい損失となっている。
賦課決定等の処分の遅延等	納付すべき税額30万円のうち、納期限までに納付できる金額は5万円のみであり、残額25万円については、一時に納付することができない。

担保の提供について

徴収の猶予を受けようとする場合には、原則として、猶予を受けようとする県税等の額に相当する担保を提供することが必要です。

ただし、次の①から④のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

①猶予を受ける金額が50万円以下である場合

※「50万円以下」の判定は、申請時において、猶予を受けようとする県税、加算金、確定延滞金及び滞納処分費を合算した額で行います。なお、別に猶予申請中又は既に猶予を受けている県税等があるときは、これらの県税等を含めた額で判定します。

②猶予を受ける期間が3か月以内である場合

③担保を提供することができない特別の事情がある場合

※この場合は、「提供しようとする担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情」に、その特別の事情を具体的に記載します。

なお、この場合の「特別の事情」とは、次のような場合をいいます。

- ・担保として提供できる財産がなく、かつ、保証人となる適当な者がいない場合
- ・担保として提供できる財産があるものの、その担保の見積もり価額が猶予を受けようとする県税等及びこれに先立つ抵当権等により担保される債権等の合計額を超える見込がない場合
- ・担保を提供することにより、事業の継続又は生活の維持に著しい支障が生じると認められる場合

④納付委託に係る有価証券の提供により、猶予を受けようとする県税等について担保の提供の必要がないと認められるに至った場合

【担保として提供できる財産の種類】（地方税法第16条第1項）

- ①国債及び地方債
- ②地方団体の長が確実と認める社債その他の有価証券
- ③土地
- ④保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- ⑤鉄道財団、工場財団等
- ⑥地方団体の長が確実と認める保証人の保証

【担保関係書類】

①国債、地方債、社債その他の有価証券

- ・供託書正本。ただし、登録国債及び登録社債等は、登録済通知書又は登録済証が必要となり、乙種国債登録簿に登録したものは、その登録後に供託した供託書の正本が必要となります。

②土地等の登記（又は登録）を要する財産

- ・抵当権を設定するための書類（担保物所有者の抵当権設定登記承諾書及び印鑑証明書）
- ・保険に付されている担保財産については、保険会社等の質権設定承諾書、保険会社等の質権設定承諾を受けた保険証券に確定日付を受けたもの

③保証人による保証

- ・納税保証書（収入印紙200円貼付）と印鑑証明書（法人による保証の場合は、取締役会の承認、代表者の資格を証する書面及び印鑑証明書等）

添付する書類について

徴収の猶予申請書には、次の書類の添付が必要となります。

①徴収猶予に該当する事実を証するに足る書類。具体的には次のとおりです。

(イ) 災害などを受けた場合(法第15条第1項第1号該当)は、り災証明書等

(ロ) 病気等の場合(法第15条第1項第2号該当)は、医師による診断書、医療費の領収書等

(ハ) 事業の休廃止等の場合(法第15条第1項第3号該当)は、廃業届、商業登記簿の登記事項証明書等

(ニ) 事業上の著しい損失の場合(法第15条第1項第4号該当)は、申請日以前2年間の損益計算書等

※賦課決定等の処分の遅延等の場合は不要です。

②猶予を受ける金額が50万円を超える場合

(イ)財産目録及び収支明細書

(ロ)担保関係書類(ただし、担保を提供する必要がない場合は不要)

③猶予を受ける金額が50万円以下の場合

資産、負債及び収支の明細書

※②、③の様式、書き方、記載例は、換価の猶予申請手続を参照してください。